

平成30年度 実地指導結果

実地指導とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業所へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。

実地指導は、介護サービス事業所の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

栗東市の条例や国の省令、通知などにに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等を実地指導前に提出していただき、実地指導当日にはその内容の確認をしていき、指導を行います。

なお、実地指導は、監査ではありませんが、実地指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

1. 実績

【実地指導計画数と実績】

	市内事業所数	実施計画数	実施数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
小規模多機能型居宅介護	1	0	0
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	3 (2)	0 (0)	0 (0)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1
地域密着型通所介護	8	3	3
合 計	16	4	4
	(4)	(0)	(0)
	20	4	4

※市内事業所数は、1月末現在

2. 主な指導内容

(1) 介護老人福祉施設入所者生活介護

■運営指導事項

<p>【研修記録について】</p> <p>実施内容だけでなく、職員全員が受講したか確認できるよう参加者名についても記録する等、職員教育を組織的に行うこと。また、身体的拘束・虐待防止・褥瘡・感染症・食中毒・認知症ケアについての研修は定期的に行うこと</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 137 条、第 139 条第 5 項、第 151 条第 3 項の規程による)</p>
<p>【ユニットリーダー研修について】</p> <p>受講した従業者が 2 名以上施設に求められていることから、多くの従業者に当該研修を受講していただくよう配慮をお願いします。</p> <p>(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知の第 5 の 10(2)による)</p>
<p>【重要事項説明書について】</p> <p>平成 30 年度介護報酬改定が反映されていないので修正すること</p> <p>現時点の体制において算定できない加算についての記載を削除すること</p>
<p>【洪水時の避難計画について】</p> <p>平成 31 年 3 月末までに栗東市長寿福祉課介護保険係に提出すること</p> <p>(水防法等の一部を改正する法律(平成 29 年 5 月 19 日公布)による)</p>

■好事例

<p>個別機能訓練計画については、短期及び長期目標を具体的に立てられている。12 月に予定されている評価、目標の見直しの際には、介護支援専門員等の他職種と共同して行うこと。</p>
--

(2) 地域密着型通所介護

■運営指導事項

<p>【従業員の資質向上について】</p> <p>衛星管理等の研修の機会を確保すること</p> <p>従業員が全員参加できるよう研修の機会を確保すること</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 30 条第 3 項の規程による)</p>
--

【運営規程について】

以下の事項を見直すこと

- 「介護予防通所介護」に係る記載は、総合事業に移行したため削除すること
- 重要事項説明書と整合を図ること
- 介護報酬に係る資料の保存年数は5年なので記載を改めること
(栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条の19の規程による)
- 「暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするものとする」を追記すること
(栗東市暴力団排除条例第5条の規程による)
- その他軽微な誤りについて修正すること

【重要事項説明書について】

以下の事項を見直すこと

- 「介護予防通所介護」に係る記載は、総合事業に移行したため削除すること
- 自己負担3割を記載すること
- 居宅介護サービス費「7時間以上9時間未満」を「7時間以上8時間未満」に改めること
- 運営規程と整合を図ること
- 第三者評価の実施について記載すること
(高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について(平成30年3月26日社援発0326第8号)による)
- その他軽微な誤りについて修正すること

【個別機能訓練加算について】

加算Ⅰは、は複数メニューから選択できるよう検討すること

(通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成27年3月27日老振発第0327第2号)による)

加算Ⅰ・Ⅱについて、居宅訪問の際のアセスメントについて、生活課題を確認すること

【洪水時の避難計画について】

平成31年3月末までに栗東市長寿福祉課介護保険係に提出すること

(水防法等の一部を改正する法律(平成29年5月19日公布)による)

【中重度ケア体制加算について】

加算を適用する場合、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割作りのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を具体的に計画に定めること

(介護サービス関係Q&A通番712による)

■ 報酬請求指導事項

【認知症加算について】

認知症介護実践者研修等の修了者がいない日について、認知症加算は算定できない。過誤調整による返還を行うこと

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の3の2(12)⑦、※介護サービス関係 Q&A 通番 708 による)

【個別機能訓練加算Ⅱについて】

平成30年4月から6月の間、個別機能訓練終了の際に、評価内容や目標の達成度合いの記録がない。

個別機能訓練終了月分の個別機能訓練加算Ⅱについて過誤調整による返還を行うこと